

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年1月4日	株式会社ZIPANG.S.S(法人番号1120001194786) 代表者中島大介	大阪府門真市三ツ島三丁目3番33号	本社	大阪府門真市三ツ島334-19	警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和4年10月18日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(5)運行記録計による記録義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(運輸規則第26条第1項)、(6)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(運輸規則第38条第2項)	5	5
令和5年1月6日	有限会社茨木観光(法人番号9120902000218) 代表者西村新一	大阪府茨木市東太田3丁目2番2号	本社事業所	大阪府茨木市東太田3丁目2番2号	警告(処分日車数35日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和4年11月7日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	4	4
令和5年1月10日	播磨乃国観光バス株式会社(法人番号6140001038474) 代表者巴悠介	兵庫県たつの市龍野町富永360番地1	本社	兵庫県たつの市龍野町富永360-1	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年10月27日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項、第2項、第4項)、(2)運行指示書の作成等義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第28条の2第1項)	1	0
令和5年1月16日	株式会社berry(法人番号8120001236482) 代表者市後大輔	大阪府大阪市淀川区加島1丁目64-3-101	大阪本社	大阪府大阪市淀川区加島1丁目64-3-101	警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和4年10月25日、新規許可を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反【記録なし又は記録の保存なし】(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)	4	4